

下関市旧4町圏域訪問介護サービス 支援事業がはじまります

下関市旧4町圏域（菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町）に訪問介護サービス（訪問型サービスも含む）を提供する事業所及びサービス提供に必要なケアプランを作成する事業所に支援金を給付します。



支援事業の内容

- ① 菊川・豊田・豊浦・豊北圏域に訪問介護サービス（訪問型サービスも含む）を提供した場合、1回につき400円を支給。
- ② 菊川・豊田・豊浦・豊北圏域に訪問介護サービス（訪問型サービスも含む）提供に必要なケアプランを作成した場合、1件につき400円を支給。

支援を受ける条件

- (1) 下関市内に主たる事業所をおいていること。
- (2) 菊川・豊田・豊浦・豊北圏域に居住している利用者に訪問介護サービス（訪問型サービスも含む）の提供及び、訪問介護サービス（訪問型サービスも含む）の提供のために必要なケアプランを作成していること。

※居住とは、そこに住み、日々の生活を継続的に行っていることをいいます。

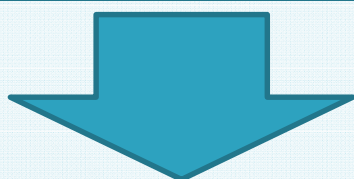
- (3) 施設等に入居している利用者については、同一建物減算が算定されている場合は支援の対象にはなりません。

支援金の申請・請求方法

- ① 上半期分（令和8年2月提供・作成分から7月提供・作成分）及び下半期分（令和8年8月提供・作成分から令和9年1月提供・作成分）において、提供回数・作成件数がわかる関係書類の整理をお願いします。



- ② 実際に提供したサービス、作成したケアプラン等について、**上半期分は令和8年8月28日までに、下半期分は令和9年3月2日までに**、実績報告書を作成して、補助金交付申請書と併せて介護保険課給付係までに提出してください。



- ③ 介護保険課において、給付実績を基に内容を確認します。確認後、支援金の決定通知書を送付いたしますので、受領後に補助金請求書を提出してください。

その他

- (1) 支援金は原則、予算の範囲内で支給しますので、すべての申請件数に対して支援金を給付できない場合もあります。
- (2) 補助金要綱及び申請に係る様式は、下関市ホームページからもダウンロードできますので、ご参照ください。

訪問介護サービス支援事業に関するお問い合わせは、
介護保険課給付係まで（TEL:083-231-1139）